

仙台市私立幼稚園地域子育て支援事業補助金について

1 制度の概要

子ども達が健やかに育ち、かつ、安心して子どもを生み育てることができる地域環境及び家庭環境の整備、並びに地域の子育て支援機能の充実を目的とし、子育て相談や子育てに関する講演会等の事業を実施する私立幼稚園等に対して、その事業に係る経費の一部を仙台市が補助するものです。

「基本事業」と「幼稚園における広場事業」の二事業があります。それぞれの事業は、在園児に限らず、地域の未就園児と保護者、あるいは、これから出産・育児をする方などを対象とします。未就園児本人のみ、あるいは、在園児とその保護者のみなどのように対象を限定した事業や、地域の幼児や保護者等が広く参加することができない事業は対象となりません。

(1) 補助要件

① 基本事業

次の事業を年10回以上実施する私立幼稚園及び認定こども園に対して補助を行います。なお、いずれの事業を何回実施するかは各園の裁量となります。イ～エの事業の実施の際は、可能な限り相談コーナーを設けるなど、相談や情報提供の強化に努めてください。

ア 子育てに関する相談及び情報の提供

特定の日時を設けて、外部専門家等による子育てに関する相談や情報の提供を行う。

イ 子育て公開講座・講演会等の開催

子育てに関する知識の伝達や助言を目的とした、有識者による子育てや子育て支援に関する講演会等を行う。

ウ 親子交流サロン等の開催

主に未就園児及びその保護者が集い、相互に交流を図り、子育てについて話し合うことできる子育て交流サロンを開設する。

エ その他、園独自の創意工夫に基づき、地域の子育て支援機能の充実及び保護者の教育力向上等を目的とした事業で、市長が認めるもの

例1) 未就園児の保護者が、先輩ママとの交流を通じ、育児に関する悩みなどを気軽に話しあえる交流会の実施。

例2) 地域の保護者参加による絵本の読み聞かせ活動の開催。

例3) 幼児教育の啓発や子育てに関する情報発信を目的とした独自の園だより等を作成し、未就園児の保護者をはじめとした地域住民に配布する（自園の紹介や連絡事項を中心としたものは対象外）。

② 広場事業

次の要件を全て満たす事業を行う私立幼稚園及び認定こども園に対して補助を行います。

ア 子育てに関する相談及び情報の提供

子育て広場の開設時間内において、事業を実施する。

イ 子育て公開講座・講演会等の開催

年6回以上実施する場合。ただし、事業実施期間が1年に満たない場合は、実施期間2ヶ月につき1回以上実施する。

ウ 親子交流サロン等の開催

月10日以上、かつ月60時間以上実施する。

エ 職員の配置

子育て広場の開設時間においては、常に担当職員を1名以上配置する。

オ 施設の要件

広場事業の実施にあたっては、保護者等が乳幼児を連れて利用するのに十分な設備（授乳コーナー、ベビーベッド、スポンジマット等）を有する屋内施設で実施する。

※ その他、「園独自の創意工夫に基づき、地域の子育て支援機能の充実及び保護者の教育力向上等を目的とした事業で、市長が認めるもの」を実施することも可能（年10回以上実施で加算対象）。

(2) 補助金額

① 基本事業

上限額 年額 10万円

② 広場事業

上限額 年額 150万円

(夏季休業期間に実施しない場合は年額130万円)

※ 年度内における事業実施期間が1年に満たない場合については、実施月数に応じ年額を月割りした額が交付限度額になります。

加算額 年額 10万円

※ 「園独自の創意工夫に基づき、地域の子育て支援機能の充実及び保護者の教育力向上等を目的とした事業で、市長が認めるもの」を年10回以上実施する場合。

なお、加算額は当該加算対象事業に要する経費にのみ充てることができます。

※補助金の申請は、①基本事業又は②広場事業のいずれか一方のみとします。

(3) 補助対象経費

補助の要件を満たす事業を実施するために必要な次に掲げる経費とします。

① 人件費

カウンセラーや講演会講師謝礼、事業のため一時的に雇用するアルバイト賃金等

② 印刷製本費

事業周知用のポスター・パンフレット・案内状、子育て情報誌等の製作印刷代等

③ 消耗品費

子育て相談等で使用する図書・DVD代等の教材・教具費用等

④ 備品費

必要となる机・椅子・玩具等の購入費等

⑤ その他の経費

講演会・相談会のための会場借り上げ料、実費徴収していない保険料等

※ 参加者の飲食に充てる経費（昼食代等）は、原則として補助金の対象とはなりません。

ただし、参加者からの実費徴収を行っていない軽微なおやつ代、お茶代などは、補助対象経費としていただけます。

※ 参加者に対するプレゼント・おみやげ代は補助対象経費とはなりません。

※ 基本事業の場合、園舎や園庭、これらの設備の修繕、点検、設置に係る経費は補助金の対象とはなりません。

(4) 実績報告

令和6年3月下旬に提出いただく予定の実績報告書に基づき、補助対象経費の使用状況を確認します。提出の際は以下の点にご注意ください。

① 補助対象経費の確認

補助対象経費に該当するものであることを確認してください。

② 他の補助制度の対象経費の確認

県の補助や幼稚園運営費補助等の対象経費となっているものが含まれていないことを確認してください。

③ 領収証(写し)の確認

添付する領収証(写し)は、次に掲げることを必ず明記したものにしてください。記入のないものは原則補助金の経費対象外とします。ただし、請求書や納品書と合わせることで金額・内訳等が確認できるもの(請求書・納品書にも次に掲げることの明記が必要)はこの限りではありません。

ア 領収年月日

イ あて先

ウ 金額

エ 内訳

オ 領収証発行者

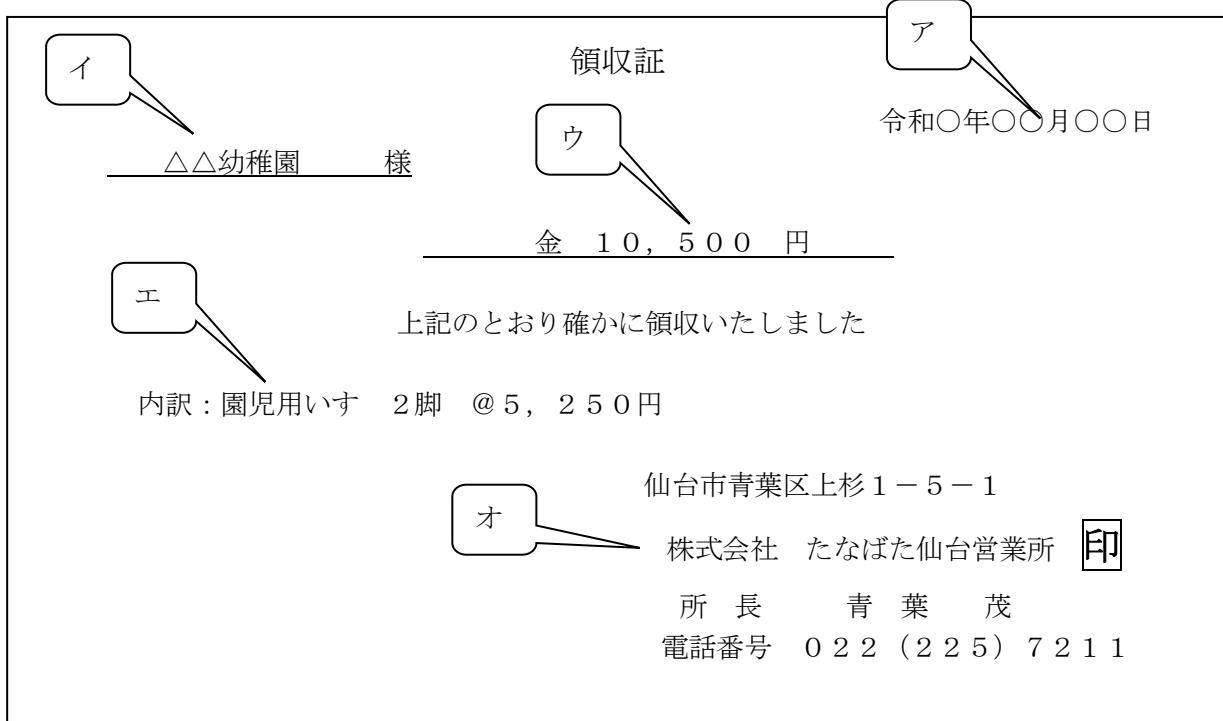
補助金交付対象年度中のものであること。

学校法人で複数の幼稚園や学校を運営している場合は、幼稚園名も記載されていること。

具体的に記載されていること。品数が多く領収書に具体的に記載することができない場合は請求書や納品書の写しが添付されていること。

必ず『住所』『会社名（個人の場合は氏名）』『社印（個人の場合は印）』『連絡先電話番号』を明記されていること（市から内容について確認の連絡を取る場合があるため。）。

《領収証：見本》



2 年間スケジュール

【基本事業】・【広場事業】

令和5年5月下旬 令和5年6月下旬	補助金交付申請書の提出 交付決定通知書・補助金の受領（概算払）
令和6年4月上旬	実績報告書の提出・精算

※ 「広場事業」を新たに実施しようとする場合は、事業開始予定年度の前年度7月末日までに、
市長に対して広場事業実施の可否に係る事前協議の申し入れが必要となります。

※ 保育施設や児童館を含め、市域全体の地域子育て支援事業の実施状況を考慮し、新規実施の可否を決定します。ご希望に沿えない場合もありますことをご了承願います。